特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	福祉医療費助成に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山県市は、福祉医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

山県市長

公表日

令和8年9月30日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療費助成に関する事務
②事務の概要	岐阜県福祉医療費助成制度及び山県市福祉医療費助成に関する条例に基づき、対象者に医療給付事務などを行っている。 特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①福祉医療費受給者に係る申請等（申請・届出又は申出）の受理、申請等に係る事実審査、申請に対する応答 ②福祉医療費受給者の交付・再交付・返還 ③医療費支給申請の確認、審査、決定、支給 ＜Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る山県市福祉医療費助成に関する条例（平成15年山県市条例第84号）に基づく医療費の助成に関する事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	重度心身障害医療システム 、 乳幼児医療システム 、 ひとり親医療システム 、 統合宛名システム 、 中間サーバー 、Public Medical Hub（PMH）

2. 特定個人情報ファイル名
重度心身障害医療システムファイル 、 乳幼児医療システムファイル 、 ひとり親医療システムファイル 、 保険者入力システムファイル 、 IDSシステムファイル 、統合宛名システムファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項、第19条第6号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　未定　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境課
②所属長の役職名	市民環境課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山県市総務課　岐阜県山県市高木1000番地1　0581-22-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山県市総務課　岐阜県山県市高木1000番地1　0581-22-2111

９．規則第９条第２項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[]接続しない（入手）**	**[]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	常に二重チェックを行っていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	山県市情報セキュリティポリシー及び山県市特定個人情報取扱実施手順に則り、例えば次のような漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 業務システムについては堅牢なデータセンターにて運用しており、バックアップを取得している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄場所まで職員が立会い、確実に廃棄されたことを確認すること。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月9日	Ⅱ①いつ時点の計数か	平成27年7月1日　時点	平成29年6月1日　時点	事後	
平成29年6月9日	Ⅱ②いつ時点の計数か	平成27年7月1日　時点	平成29年6月1日　時点	事後	
平成30年7月9日	Ⅱ①いつ時点の計数か	平成29年6月1日　時点	平成30年6月1日　時点	事後	
平成30年7月9日	Ⅱ②いつ時点の計数か	平成29年6月1日　時点	平成30年6月1日　時点	事後	
令和1年6月18日	Ⅰ-5．評価実施機関における担当部署　②所属長	市民環境課長　奥田英彦	市民環境課長	事後	
令和1年6月18日	Ⅱ①いつ時点の計数か	平成30年6月1日　時点	令和1年6月1日　時点	事後	
令和1年6月18日	Ⅱ②いつ時点の計数か	平成30年6月1日　時点	令和1年6月1日　時点	事後	
令和1年6月18日	Ⅳリスク対策	なし	追加	事後	
令和2年6月8日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和1年6月1日　時点	令和2年6月1日　時点	事後	
令和2年6月8日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和1年6月1日　時点	令和2年6月1日　時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和2年6月1日　時点	令和3年6月1日　時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和2年6月1日　時点	令和3年6月1日　時点	事後	
令和4年6月10日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和3年6月1日　時点	令和4年6月1日　時点	事後	
令和4年6月10日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和3年6月1日　時点	令和4年6月1日　時点	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和4年6月1日　時点	令和5年6月1日　時点	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和4年6月1日　時点	令和5年6月1日　時点	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和5年6月1日　時点	令和6年6月1日　時点	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和5年6月1日　時点	令和6年6月1日　時点	事後	
令和7年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和6年6月1日　時点	令和7年6月1日　時点	事後	
令和7年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和6年6月1日　時点	令和7年6月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月1日	Ⅳ－8　人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	―	常に二重チェックを行っていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更による追加
令和7年6月1日	Ⅳ-11　最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	―	8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更による追加
令和7年6月1日	Ⅳ-11 当該対策は十分か【再掲】	―	（判断の根拠） ・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・業務システムについては堅牢なデータセンターにて運用しており、バックアップを取得している。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄場所まで職員が立会い、確実に廃棄されたことを確認すること。	事後	様式変更による追加
令和8年6月1日	Ⅰ個人番号の利用	番号法第9条第2項に基づき市が制定する条例	山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第4条別表2　17の項	事後	
令和8年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和7年6月1日　時点	令和8年6月1日　時点	事後	
令和8年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和7年6月1日　時点	令和8年6月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月9日	Ⅰ－1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	岐阜県福祉医療費助成制度及び山県市福祉医療費助成に関する条例に基づき、対象者に医療給付事務などを行っている。 　特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①福祉医療費受給者に係る申請等（申請・届出又は申出）の受理、申請等に係る事実審査、申請に対する応答 ②福祉医療費受給者の交付・再交付・返還 ③医療費支給申請の確認、審査、決定、支給	岐阜県福祉医療費助成制度及び山県市福祉医療費助成に関する条例に基づき、対象者に医療給付事務などを行っている。 　特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①福祉医療費受給者に係る申請等（申請・届出又は申出）の受理、申請等に係る事実審査、申請に対する応答 ②福祉医療費受給者の交付・再交付・返還 ③医療費支給申請の確認、審査、決定、支給 ＜Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る山県市福祉医療費助成に関する条例（平成１５年山県市条例第８４号）に基づく医療費の助成に関する事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和8年9月9日	Ⅰ－1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	重度心身障害医療システム　、　乳幼児医療システム　、　ひとり親医療システム　、　統合宛名システム　、　中間サーバー	重度心身障害医療システム　、　乳幼児医療システム　、　ひとり親医療システム　、　統合宛名システム　、　中間サーバー　　、Public Medical Hub（PMH）	事前	
令和8年9月9日	Ⅰ－2．特定個人情報ファイル名	重度心身障害医療システムファイル　、　乳幼児医療システムファイル　、　ひとり親医療システムファイル　、　保険者入力システムファイル　、　IDSシステムファイル	重度心身障害医療システムファイル　、　乳幼児医療システムファイル　、　ひとり親医療システムファイル　、　保険者入力システムファイル　、　IDSシステムファイル　、統合宛名システムファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月9日	Ⅰ-3. 個人番号の利用	山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第4条別表2　17の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号	事前	
令和8年9月9日	Ⅰ-3. 個人番号の利用	山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第4条別表2　17の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	事後	